

## 国保情報集約システムのクラウド化に伴う 「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」見直しの概要

### ■特定個人情報保護評価とは

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「番号法」という。）により、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、個人番号をその内容に含む個人情報（特定個人情報）を保有する事務については、特定個人情報の保有・利用に伴って生じるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置等を、特定個人情報保護評価書により公表することとされています。

この一連の手続きを「特定個人情報保護評価」と呼び、番号法第28条に規定されています。

### ■国保情報集約システムのクラウド化に伴う特定個人情報保護評価書の見直しについて

国保情報集約システムとは、市町村が行う資格管理及び給付事務のうち、都道府県単位で一元的に管理が必要となる情報を集約・管理するシステムです。国保情報集約システムは各都道府県に設置されており、神戸市は兵庫県国保連合会に運用管理を委託しています。

国保情報集約システムは、令和6年4月の機器更改において、クラウド環境への移行を予定しています。これに伴い、国保情報集約システムはクラウド環境上において特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）を取扱うようになるという変更が生じます。これは、特定個人情報ファイルに対する重要な変更（特定個人情報保護評価に関する規則第11条に規定する特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるもの）に該当することから、委託先である兵庫県国保連合会に求めるセキュリティ対策等に関する特定個人情報保護評価書の見直しを行います。

■ 特定個人情報保護評価書の変更点

II 特定個人情報ファイルの概要		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
	委託事項 10	・「国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務」を追加
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
	特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の具体的な制限方法	・「国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置」を追加
	特定個人情報ファイルの取扱いの記録に関する具体的な制限方法	・「国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置」を追加
	特定個人情報の消去ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・「クラウド移行作業時に関する措置」を追加
	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱い確保に関する具体的な方法	・「国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置」およびクラウド事業者が満たす条件を追加

## 特定個人情報保護評価書について

- (1) 評価書名：国民健康保険事務全項目評価書
- (2) 評価実施機関：神戸市長
- (3) 評価書の項目一覧

### 【Ⅰ. 基本事項】

特定個人情報保護評価の対象となる事務の名称及び内容、当該事務において使用するシステムの名称及び機能、当該事務において使用する特定個人情報ファイルの名称及び保有する必要性、等について記載。

### 【Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要】

特定個人情報ファイルに記録される対象人数・記録される項目・使用者数、特定個人情報ファイルの委託の有無等、特定個人情報保護評価の対象となる事務において取り扱う特定個人情報ファイルの概要を記載。

### 【Ⅲ. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策】

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセス（情報の入手、使用、委託、提供・移転、保管・消去）において想定されるリスクへの対策について記載。

### 【Ⅳ. その他のリスク対策】

Ⅲに記載するリスク対策以外のリスク対策（監査、職員に対する教育・啓発）について記載。

### 【Ⅴ. 開示請求、問合せ】

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ等について記載。

### 【Ⅵ. 評価実施手続き】

市民からの意見の聴取及び第三者点検の方法等について記載。  
評価書を更新した際、更新日や更新内容を記載。